

新潟市西区

通所施設における夜間支援モデル事業

- 通所施設が当該施設利用者の緊急時に限り、日中支援だけでなく夜間支援（宿泊）を行うモデル事業を実施します。
（実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日）

利用対象者

- モデル事業を実施する施設の通所利用者。（西区以外の方も利用可能です。）

利用条件

- 同居家族の急病や冠婚葬祭などの緊急時に限り利用できます。
- 具体的な状況についての利用可否は、施設にご相談ください。
- 原則として、1泊の利用とします。

利用料

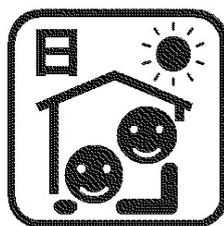
- モデル事業のサービス利用料はありません。
- ただし、実費（食費・日用品費・光熱水費）を負担していただく場合があります。

利用の仕方

- 緊急時に直接施設へ連絡してください。施設が受け入れ可否を判断します。
- 施設職員の人員配置上の都合などで当日の対応が不可能な場合もありますので、ご了承ください。

【モデル実施施設（予定）】

- 青山ファクトリー
- あすなろ福祉園
- スペースBe
- のんぴーり青山
- のんぴーりAXIS
- のんぴーりサックス



(日中支援)



(夜間支援)

通所施設における夜間支援モデル事業について－詳細説明資料－

西区役所健康福祉課

新潟市内の短期入所事業所はすべて入所施設が併設型として実施しており、利用枠が少なく短期入所希望者が緊急時等にサービスを受けられないという実態がある。

通所施設が短期入所を実施することにより、当該施設を使い慣れた利用者が緊急時に限り宿泊の利用をすることが可能となる。

西区役所において通所施設の敷施設で実証的な実験を実施する。

1. 実施形態

- ・ 委託契約により実施する

2. 実施期間

- ・ 平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
※ 単年度のモデル事業であり、翌年度以降の実施は想定していない。（モデル事業の実施状況等により全市展開の可否を判断する予定。）

3. 対象事業所

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定を受けた事業所（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型）
- ・ 児童福祉法に基づく指定を受けた事業所（児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス）
※ ただし，指定短期入所を併設している事業所を除く。

4. 人員基準

- ・ 原則として，障害者自立支援法に規定する短期入所事業所の指定基準のうち単独型事業所の基準を満たすこととする。

参考：指定短期入所事業所の人員基準（単独型事業所）

- ・ 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者，7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

※ ただし、本モデル事業では1対1の支援が想定されるものである。また、同性職員による介護を原則とする。

- ・ なお、本モデル事業に従事した職員は、翌日の日中の支援から外れることが想定されるが、人員配置基準では年次有給休暇に準じたものとし、常勤換算から除外する扱いとはならないものとする。

5. 設備基準

- ・ 原則として、障害者自立支援法に規定する短期入所事業所の指定基準のうち単独型事業所の基準を満たすこととする。

参考：指定短期入所事業所の設備基準（単独型事業所）

○居室

- ・ 1の居室の定員：4人以下
- ・ 地階に設けてはならないこと
- ・ 利用者1人当たりの床面積：収納設備等を除き8㎡以上
- ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること
- ・ ブザーまたはこれに代わる設備を設けること

○食堂

- ・ 食事の提供に支障が無い広さを有すること
- ・ 必要な備品を備えること

○浴室

- ・ 利用者の特性に応じたものであること

○洗面所、便所

- ・ 居室のある階ごとに設けること
- ・ 利用者の特性に応じたものであること

※ ただし、一部について以下のとおり取り扱うこととする

- ・ 食堂については居室と兼用して差し支えない。
- ・ 浴室については、必須としない。（1泊を想定しているため）
- ・ ブザーについては、支援員と利用者が同室での支援となる場合は省略することができる。

※ 上記の基準を満たす同一法人が運営する他の障害福祉サービス事業所で受け入れることも可とする。（ただし、指定短期入所事業所を除く。）

6. 報酬金額（委託契約における単価）（案）

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定短期入所の報酬と同額とする（加算含む）。

【参考：障害者の単価（案）】

障害程度区分	報酬金額
区分6	18,520 円
区分5	17,080 円
区分4	13,080 円
区分3	11,580 円
区分1・2, 区分なし	10,280 円

【参考：障害児の単価（案）】

障害児区分	報酬金額
区分3	17,080 円
区分2	12,320 円
区分1, 区分なし	10,280 円

※ 上記は基本報酬であり、加算に該当する場合は、別途算定

参考：指定短期入所事業所の報酬（単独型事業所）

（必ず算定できる単価）

- ・ 福祉型短期入所サービス費Ⅱ（区分6） 1,152 単位（576 単位×2）
 - ・ 短期利用加算 60 単位（30 単位×2）
 - ・ 単独型加算 640 単位（320 単位×2）
- 合計 1,852 単位（18,520 円）2 日分

※ 1泊2日だと、2日分の報酬が算定できる

（条件を満たした場合に算定できる単価）

- ・ 重度障害者等支援加算 50 単位/日
- ・ 医療連携体制加算 100～500 単位/日
- ・ 栄養士配置加算 12～22 単位/日
- ・ 食事提供体制加算 68 単位/日
- ・ 送迎加算 186 単位/片道

※ 上記は、夜間支援分の単価であるので、この他に日中における支援を行った場合は指定障害福祉サービス（または日中一時支援事業）として請求するものとする。

※ 本モデル事業では、原則、利用者負担は徴収しないこととする。ただし、実費（食費、日用品費、光熱水費等）については施設が徴収することができることとする。

7. 利用条件

本モデル事業は、(1)に定める利用者が、(2)に定める緊急的に支援が必要と状況となった際に夜間支援を利用できることとする。

(1) 利用者

- ・ モデル事業を実施する通所施設の利用者（日中一時支援事業としての利用者を含む。）

※ 西区以外に居住している者も含む。

(2) 緊急時の判断

- ・ 以下のいずれかの状況となった場合で、かつ、指定短期入所事業所の利用が困難である場合とする

① 同居家族の急病等により介護が不可能となった場合

② 同居家族が冠婚葬祭等に出席するために介護が不可能となった場合

③ その他、緊急的に支援が必要であると施設長が判断する場合

※ このほか、実施施設が判断に迷う際は、個別に西区役所健康福祉課と相談してもらうこととする

本モデル事業は、原則、一日（一泊）の利用を想定している。翌日も夜間支援を必要とする場合は、指定短期入所事業の利用を基本とする。

8. 報告書・アンケート

- ・ 利用実績があった場合には、施設から速やかに報告書（西区役所が様式を作成）を提出していただくとともに、後日、利用者からアンケートに協力していただき、モデル事業として事業化の課題等を検証することとする。

9. 消防法の適用（整理）

原則として、指定短期入所の消防上の基準を満たすこととする。

○ 消防法では、指定短期入所事業所は以下の規定とされている。

- ・短期入所（主として障がいの程度が重い者を入所させるものに限る。）

障害程度区分4以上の者が概ね8割を超える場合には、自動火災報知設備及び消防機関への通報設備が必要となるとともに、延べ面積が275㎡以上の場合にはスプリンクラー設備の設置が義務付けられることとなる。

- ・短期入所（上記以外）※通所施設と同等の基準

延べ床面積が6000㎡以上（平屋建てを除く）の場合にはスプリンクラー設備、延べ床面積が300㎡以上の場合には自動火災報知設備、延べ床面積が500㎡以上の場合には消防機関への通報設備の設置がそれぞれ義務付けられることとなる。

○ これをマトリックス表にすると次のとおりである。

		スプリンクラー	自動火災報知設備	火災通報設備
障害程度区分4 以上の者が8割 未満 (通所施設と同 等の基準)	延べ床面積 300㎡ 未満	×	×	×
	延べ床面積 300㎡ 以上 500㎡未満	×	○	×
	延べ床面積 500㎡ 以上 6000㎡未満	×	○	○
	延べ床面積 6000 ㎡以上(平屋除く)	○	○	○
障害程度区分4 以上の者が8割 以上	延べ床面積 275㎡ 未満	×	○	○
	延べ床面積 275㎡ 以上	○	○	○

※ また、火災時に避難しやすいように、原則として夜間は1階での支援を基本としていただきたい。